

## 社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書が発行されます

- 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。
- この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」（はがき）が11月上旬までに日本年金機構から送付されます。  
年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。  
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。  
※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、**ねんきん加入者ダイヤル**（☎0570-003-004）へお問い合わせください。

## 年金請求の手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、平成29年8月1日より「25年」から「10年」に短縮されました。このことにより、対象となった方には日本年金機構から封筒（A4サイズ）で請求書をお届けしています。

まだ、請求手続きをされていない方は、役場町民生活課または各支所でも手続きができますのでご相談ください。

## 次回の年金相談 12月20日(木) 10:30~15:00

事前予約制となっていますので、ご自分の年金記録や年金請求について相談を希望される方は、12月13日（木）までに役場町民生活課へお申し込みください。